

鳥獣問題解決のための特定鳥獣保護管理計画制度

横山 昌太郎

特定鳥獣保護管理計画制度（以下、特定計画）は平成11年の鳥獣保護法の改正により創設された。平成17年1月19日現在、38の道府県において62の特定計画が策定されている（表1）。現在、鳥獣保護を含む自然保護への期待はますます高まりつつあるが、一方で野生鳥獣と人との軋轢も依然として各地で見られる。

制度創設当時においても、北海道東部や日光地域をはじめ全国各地で、シカが地域的に著しく増加し、農林業に多大な被害を及ぼすとともに、森林や湿原などの生態系にまで食害による悪影響を及ぼし、また、イノシシやサルも、多くの地域で農業との軋轢を生じていた。一方、西日本に生息するツキノワグマも農林業被害や人身被害などの問題を引き起こしていたが、その一方で生息域が地域的に分断され、地域個体群としての絶滅が危惧されていた。こうした問題を解決し、人と野生鳥獣の共存を図るため、科学的・計画的な保護管理を実施するための制度が特定計画である。

従来、野生鳥獣による被害等への対応としては、鳥獣保護法に基づく狩猟規制や有害鳥獣駆除しかなかったが、どちらも地域の野生鳥獣の生息状況などとは関わりなく実施されており、しかも対症療法的なものだった。これに対し、特定計画は、地域個体群の長期にわたる安定的保護を図ることにより人と野生鳥獣との共存を目指すべく、(1) 科学的な調査・知見に基づく保護管理目標の設定、(2) 生息環境の保全、被害防除対策、個体数調整等の対策の総合的な実施、(3) モニタリング（対策の効果の検証）の実施、フィードバック（次期計画への反映）システムの採用、(4) 計画策定手続きの透明化、(5) 国の適切な関与及び隣接都道府県との調整、等を制度の特徴としている。

特にモニタリングとフィードバックの実施は、地域における生息数一つを見ても不確実性の高い数値になりがちな野生鳥獣の保護管理の実施においては、欠かすことのでき

表1 都道府県における特定鳥獣保護管理計画策定状況（平成17年1月19日現在）

都道府県	策 定 済					
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
北海道		ニホンジカ				
青森県					ニホンザル	
岩手県		ニホンジカ		ツキノワグマ		ニホンカモシカ
宮城県						
秋田県			ツキノワグマ	ニホンカモシカ		
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県		ニホンジカ		ニホンザル		
群馬県		ニホンジカ		ニホンザル		
埼玉県						
千葉県					ニホンザル	
東京都						
神奈川県				ニホンジカ	ニホンザル	
新潟県						
富山県					ニホンザル	
石川県			ニホンザル			
福井県		ツキノワグマ				ニホンジカ
山梨県						
長野県		ニホンカモシカ ツキノワグマ	ニホンジカ		ニホンザル	
岐阜県		ニホンカモシカ				
静岡県	ニホンカモシカ					ニホンジカ
愛知県		ニホンカモシカ			イノシシ	
三重県			ニホンジカ	ニホンザル		
滋賀県				ニホンザル		
京都府		ニホンジカ			ツキノワグマ	
大阪府			ニホンジカ			
兵庫県		ニホンジカ			ツキノワグマ	
奈良県		ニホンジカ				
和歌山県			ニホンザル			
鳥取県			イノシシ			
島根県			イノシシ	ツキノワグマ		
岡山県	ツキノワグマ			ニホンジカ		
広島県					ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	
山口県				ニホンジカ ツキノワグマ		イノシシ
徳島県			ニホンジカ			
香川県			ニホンジカ			
愛媛県					イノシシ	
高知県				イノシシ		
福岡県		ニホンジカ				
佐賀県					イノシシ	
長崎県		ニホンジカ (2地域)				
熊本県		ニホンジカ				
大分県		ニホンジカ	イノシシ			
宮崎県		ニホンジカ				
鹿児島県		ニホンジカ				
沖縄県						
計	2	17	13	11	15	4
内 訳	ニホンジカ : 26 ツキノワグマ : 10 ニホンザル : 11 イノシシ : 9 ニホンカモシカ : 6 38道府県 62計画					

（注）年度：第一期計画の策定年度

ない要素であるといえる。

特定計画は、まだ各地域の具体的な計画が策定されてから十分な時間を経ていないことから、総合的な評価のためにはまだ多分の時間が必要と思われるが、平成15年度に各都道府県を対象に行ったアンケート調査では、制度そのものについては、特に問題点は把握されなかったが、特定計画に基づく各種事業の実施に当たっては、(1) 地域別・年次別事業計画策定の推進、(2) 調査・モニタリング手法の確立、(3) 専門的知識を有する職員の確保、(4) 調査・モニタリングのための予算確保、(5) 市町村の役割の計画での位置づけ等が課題として明らかになっており、これらへの対応を検討する必要もあると考えられる。

横山 昌太郎（よこやま・しょうたろう）

環境省自然環境局 野生生物課 鳥獣保護業務室鳥獣専門官

1971年生まれ。広島県生まれ、三重県出身。平成9年環境省入庁。岩手県宮古市や栃木県日光市で国立公園のレンジャーとして勤務。途中建設省（国土交通省）に出向を経て、現在に至る。鳥獣専門官として、次のことを主に担当。

- ・ シカ、サル、クマ等の特定鳥獣保護管理計画に関すること。
 - ・ カワウの広域管理に関すること。
 - ・ 鳥類の輸入規制に関すること。
-